

福岡県公報

令和六年三月二十九日
第四百八十三号
増刊
②

目次

規 則 (第十五号―第二十六号)

- 福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則 (医療保険課) ……………一
- 福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例施行規則の一部を改正する規則 (こども福祉課) ……………一
- 福岡県公報発行規則の一部を改正する規則 (行政経営企画課) ……………五
- 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………五
- 福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………五
- 福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則 (健康増進課) ……………八
- 福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則 (中小企業振興課) ……………八
- 福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 (高齢者地域包括ケア推進課) ……………八
- 福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則 (障がい福祉課) ……………九
- 福岡県財務規則の一部を改正する規則 (会計管理局会計課) ……………一三
- 福岡県行政組織規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………二一
- 福岡県事務委任規則の一部を改正する規則 (人事課) ……………三七

規 則

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十五号

福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則及び福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部を改正する規則

(福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則の一部改正)

第一条 福岡県国民健康保険事業費納付金徴収規則(平成三十年福岡県規則第十三号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項及び第三項を次のように改める。

2 前項第一号の一般納付金額は、算定政令第九条に規定する一般納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算額のうち一般納付金に係る加算額

として知事が定める額の合算額から、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金

減算額のうち一般納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額とする。

3 第一項第二号の後期高齢者支援金等納付金額は、算定政令第十条に規定する後期

高齢者支援金等納付金基礎額及び算定政令第十二条に規定する市町村別納付金加算

額のうち後期高齢者支援金等納付金に係る加算額として知事が定める額の合算額か

ら、算定政令第十三条に規定する市町村別納付金減算額のうち後期高齢者支援金等

納付金に係る減算額として知事が定める額を控除した額とする。

(福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則の一部改正)

第二条 福岡県国民健康保険財政安定化基金条例施行規則(平成三十年福岡県規則第二

十一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「一般被保険者(法附則第六条の規定による退職被保険者又は退

職被保険者の被扶養者以外の被保険者をいう。)」を「被保険者」に改める。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例施行規則の一部を改正する規則を

制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県規則第十六号

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例施行規則の一部を改正する規則

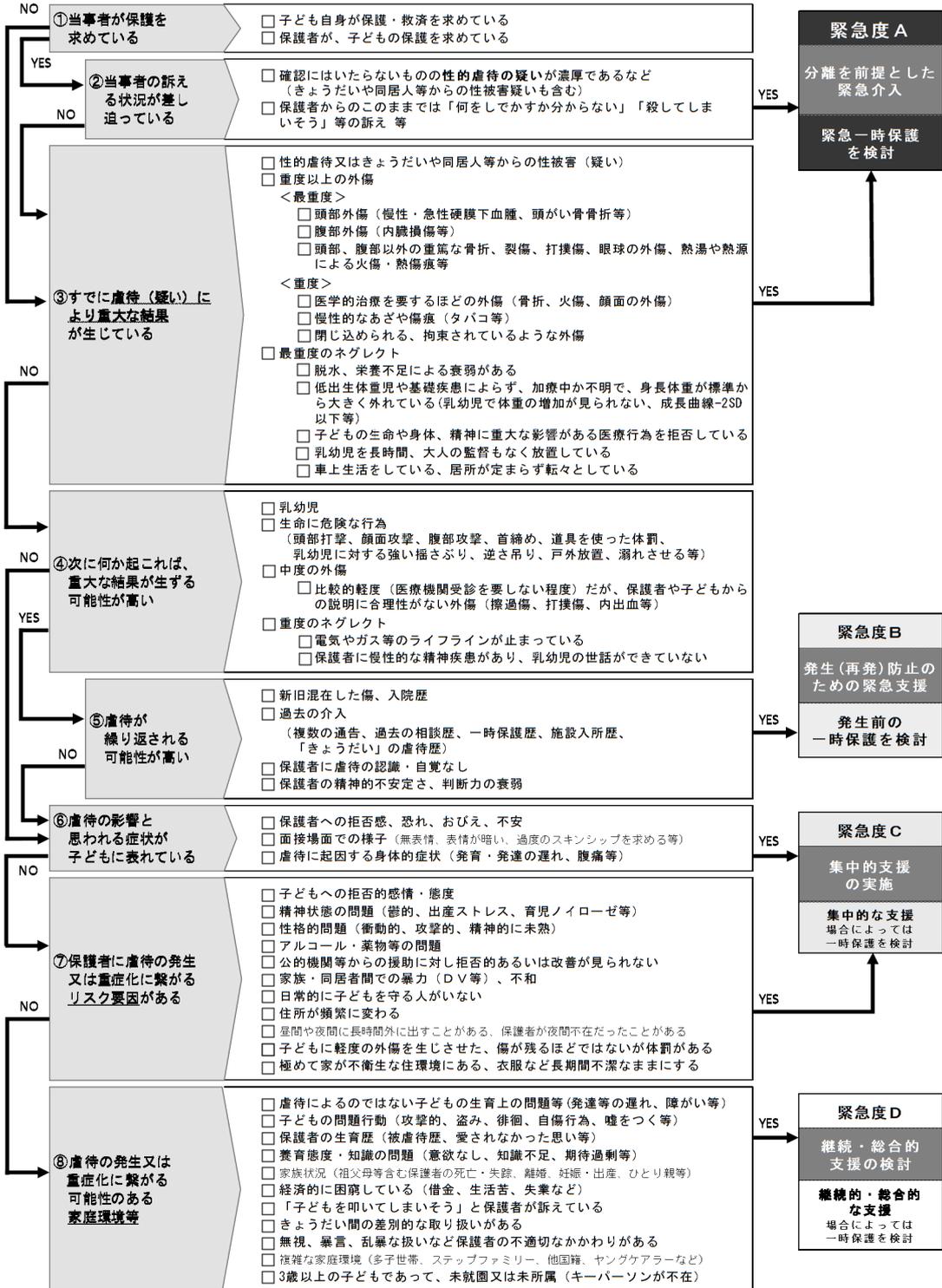
福岡県子どもへの虐待を防止し権利を擁護する条例施行規則（令和四年福岡県規則第十五号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第二号を次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

緊急度アセスメントシート

児童氏名 _____ 性別 _____ (記入年月日 _____)
 生年月日 _____ 年齢 歳 ヶ月 _____ [作成者 _____]



様式第2号(第2条関係)

子どもの安全確認チェックリスト

(ふりがな)		性別		生年月日		記入者	
児童氏名		虐待種別				虐待者	
実施日1		体重	kg(g) (SD)	測定日		着衣	
年齢	歳 月 日	身長	cm (SD)	測定日			
実施日2		体重	kg(g) (SD)	測定日		着衣	
年齢	歳 月 日	身長	cm (SD)	測定日			

子どもの安全確認において、虐待の状況や生活環境を評価するに当たって、本チェックリストの事項を確認すること。
 注 本リストはリスク把握の目安として活用し、アセスメントにおいては下記項目以外の情報も含めて判断すること。
 ○ 各項目の摘要欄について、「該当」、「やや該当」、「非該当」、「不明」のいずれかに○印を記入する。(★印は重要項目)
 ○ 記入者の評価が保護者の発言と異なる場合は、記入者の評価とともに保護者の発言に△印を記入し、特記事項に理由を記載すること。
 ○ 3歳未満の児童については、リスクを高めを考える必要がある。
 ○ 不明項目が多い場合は評価を保留し、調査を実施。なお、調査に応じないための「不明」はハイリスクとして把握。

項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明	
1 虐待の状況	①★虐待の継続性・頻度	虐待が継続的に発生している				
	②★子どもに対する虐待歴	過去に子どもへの虐待歴がある				
	③★子どもを未確認	子どもの目視による安全確認がなされていない				
	④★きょうだい児への虐待	過去にきょうだい児への虐待歴がある				
	特記事項					
2 子どもの状態・特性	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
	① 身体の状態	介助が必要な障がい・持病がある				
	② 知的・発達の状態	知的・発達障がいがある				
	③★成長・発育	身長体重が標準から大きく外れている(必ず体重を測定し確認すること)				
	④ 精神的・心理の状態	無表情、凍りついた凝視、緊張が高い、虐待時の記憶がない又は曖昧				
	⑤ 対人関係	愛着関係の脆弱さ、反抗的態度、子どもらしさの欠如がある				
	⑥ 問題行動	乱暴・暴言や、自傷行為、窃盗・虚言などの問題行動がある				
	⑦★意思・気持ち	保護者を怖がる、家に帰らたがらない				
	⑧ 保護者への態度	不自然な保護者への密着、保護者と視線が合わない、保護者をかばう				
	⑨★性への高い関心	年齢不相应な性的関心・言動、性的逸脱行為がある				
特記事項						
3 主たる虐待者	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
	① 身体の状態	慢性疾患など身体的疾患がある				
	② 知的・発達の状態	知的・発達障がいがある				
	③★精神的・心理の状態	精神的な問題がある(情緒が不安定、不安が強い、自罰的など)				
	④ 性格的問題	社会的なトラブル、性格・認知の偏りがある、衝動的・短絡的、虚言				
	⑤★アルコール・薬物等	アルコール・薬物等への依存がある				
	⑥ 被虐待歴等	被虐待歴、施設入所歴がある				
	⑦ 子どもへの感情・態度	子どもへの拒否感がある、関心がない、接し方が分からない				
	⑧ 虐待者の背景	虐待者の生育歴において、度重なる養育者の変更があった				
	⑨★虐待者の様子	子どもが受けた外傷と保護者の説明と辻つまが合わない				
特記事項						
4 養育状況	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
	①★虐待の自覚	虐待行為の否定、自覚・問題意識がない				
	② 養育意欲・能力不足	意欲・能力が低い、未熟(長時間の外出や安全面への無配慮含む)				
	③ 養育知識	知識の不足(若年親含む)、知識の偏りがある、理解力の不足				
	④ 子どもへのケア	衣食住の監護なく劣悪な状態、または必要なケアをしない				
特記事項						
5 同居者	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
	①★同調的態度	虐待者に同調し、子どもを責める				
	② 傍観的態度	虐待者から子どもを守る行動をとらない、無干渉				
	③ 逃避的態度	問題と向き合わない、不在がちである				
特記事項						
6 家庭環境	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
	① 社会的サポート	社会的に孤立しており、外部からのサポートが得られない				
	② 子どもを守る人	日常的に子どもを危険から守る人や逃げ場がない				
	③ 親族関係	支援できる親族がいない				
	④ 夫婦関係	夫婦間不和・DVがある、ひとり親家庭である、再婚で連れ子がいる				
	⑤ 経済問題	借金、生活苦、失業など経済状況が著しく不安定である				
	⑥ 生活環境	不自然な転居歴がある、多子世帯である、内縁者がいる等				
特記事項						
7 関係性	項目	摘要	該当	やや該当	非該当	不明
	①★協力的態度	調査に拒否的・関係機関の関わりを拒否し、非協力的である				
	② 援助効果	調整・改善を期待できない、実効性がない				
特記事項						

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十七号

福岡県公報発行規則の一部を改正する規則

福岡県公報発行規則（昭和四十一年福岡県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中第二項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

公報の発行は、公報に登録すべき事項を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。

2 事故その他特別の事情により前項の措置をとることができないときは、同項の規定にかかわらず、公報に登録すべき事項を記載した書面を一般の閲覧に供することにより公報の発行を行うことができる。

第六条第二項第一号中「第三条第一項各号」を「第三条第三項各号」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県規則第十八号

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則の一部を改正する規則

単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の施行規則（昭和三十三年福岡県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項を削り、同条第四項中「第一項及び第二項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 第一号会計年度任用職員の期末手当基礎額及び勤勉手当基礎額については、福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則（令和二年福岡県規則第三十一号。以下「会計年度任用職員規則」という。）第十八条及び第十八条の九に定めるところによる。

第十一条中「会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」を「福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第十九号

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県会計年度任用職員の給与、費用弁償及び旅費に関する条例施行規則（令和二年福岡県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条の次に次の一条を加える。

（通勤手当の支給の始期及び終期）

第十三条の二 通勤手当の支給は、第二号会計年度任用職員が新たに通勤手当の支給を

受ける要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるとき又は任期の開始が月の中途である場合の当該任期の開始の日であるときは、その日の属する月）から開始し、第二号会計年度任用職員が通勤手当の支給を受ける要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第九条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から十五日を経過した後に変更されたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 通勤手当を受けている第二号会計年度任用職員にその額を変更すべき事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合について準用する。

第十四条中「「基準日」を「この条から第十六条まで及び第十八条において「基準日」に改め、同条第一号中「をいう。」を「をいう。」に改め、同条第五号中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十五条第三項中「をいう。」の下に「以下同じ。」を加える。

第十七条の見出し中「一週間」を「期末手当に係る一週間」に改める。

第十八条の次に次の八条を加える。

（勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員）

第十八条の二 会計年度任用職員条例第十三条の二第一項の規定により勤勉手当の支給を受ける会計年度任用職員は、同項に規定する基準日（第十八条の四、第十八条の五第二項及び第十八条の七において「基準日」という。）に在職する会計年度任用職員のうち、次の各号に掲げる会計年度任用職員以外の会計年度任用職員とする。

- 一 休職者（公務傷病等による休職者を除く。）
- 二 第十四条第三号、第四号又は第六号のいずれかに該当する者
- 三 育児休業職員のうち、育児休業条例第七条第二項に規定する職員以外の会計年度任用職員

（勤勉手当の支給割合）

第十八条の三 会計年度任用職員条例第十三条の二第二項に規定する勤勉手当の支給割

合は、次条に規定する会計年度任用職員の勤務期間による割合（以下「期間率」という。）に第十八条の七に規定する会計年度任用職員の勤務成績による割合（以下「成績率」という。）を乗じて得た割合とする。

（勤勉手当の期間率）

第十八条の四 期間率は、基準日以前六箇月以内の期間における会計年度任用職員の勤務期間の区分に応じて、別表に定める割合とする。

（勤勉手当に係る任期）

第十八条の五 会計年度任用職員条例第十三条の二第一項第二号に規定する任期については、第十五条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「基準日」とあるのは、「基準日（第十八条の二に規定する基準日をいう。）」と読み替えるものとする。

2 会計年度任用職員条例第十三条の二第一項第二号に規定する任期の算定については、次の各号に掲げる期間を除く。

- 一 休職にされていた期間（第十五条第三項に規定する休職者であった期間を除く。）
- 二 第十四条第三号及び第四号に掲げる会計年度任用職員として在職した期間
- 三 育児休業職員（第十五条第二項第三号イ及びロに掲げる会計年度任用職員を除く。）として在職した期間
- 四 会計年度任用職員条例第九条第四項第三号又は第十条の規定により給与又は報酬を減額された期間
- 五 福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則（令和元年福岡県人事委員会規則第四号。以下「会計年度任用職員勤務時間規則」という。）第十二条第二項第八号の規定による介護休暇の承認を受けて勤務しなかった期間から次に掲げる日を除いた日が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- イ 会計年度任用職員勤務時間規則第三条第一項に規定する週休日
- ロ 会計年度任用職員勤務時間規則第七条第一項の規定により割り振られた勤務時間の全部について時間外勤務代休時間を指定された日
- ハ 会計年度任用職員勤務時間規則第九条に規定する祝日法による休日（会計年度任用職員勤務時間規則第十条第一項及び第三項の規定により代休日を指定されて

、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)

二 会計年度任用職員勤務時間規則第九条に規定する年末年始の休日(会計年度任用職員勤務時間規則第十条第一項及び第三項の規定により代休日を指定されて、当該休日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した会計年度任用職員にあっては、当該休日に代わる代休日)

六 会計年度任用職員勤務時間規則第十二条第二項第九号の規定による介護時間の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

七 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成三年法律第百十号)第十九条第一項の規定により部分休業の承認を受けて勤務しなかった期間が三十日を超える場合には、その勤務しなかった全期間

八 基準日以前六箇月の全期間にわたって勤務した日がない場合(公務上の負傷若しくは疾病又は通勤による負傷若しくは疾病による場合を除く。)には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

(勤勉手当に係る勤務期間)

第十八条の六 会計年度任用職員の勤勉手当に係る勤務期間については、第十六条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「基準日」とあるのは、「基準日(第十八条の二に規定する基準日をいう。)」と読み替えるものとする。

2 前項の勤務期間の算定については、前条第二項各号に掲げる期間に相当する期間を除く。

(勤勉手当の成績率)

第十八条の七 成績率は、会計年度任用職員の基準日以前における直近の人事評価の結果に応じて、百分の二百五の範囲内で、任命権者が定めるものとする。

(勤勉手当に係る一週間当たりの勤務時間)

第十八条の八 会計年度任用職員条例第十三条の二第四項の規定により規則で定める一週間当たりの勤務時間については、第十七条の規定を準用する。

(勤勉手当基礎額)

第十八条の九 会計年度任用職員条例第十三条の二第四項の規定により規則で定める勤

勉手当基礎額については、第十八条の規定を準用する。この場合において、同条中「基準日」とあるのは、「基準日(第十八条の二に規定する基準日をいう。)」と読み替えるものとする。

第二十条第三項中「前項第二号」を「第一項第二号」に、「前項第一号」を「第一項第一号」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(通勤手当に相当する費用弁償の支給の始期及び終期)

第二十条の二 通勤手当に相当する費用弁償の支給の始期及び終期並びに支給額の改定については、第十三条の二の規定を準用する。この場合において、同条中「第二号会計年度任用職員」とあるのは「第一号会計年度任用職員」と読み替えるものとする。

第二十三条第二項中「第十二条の二十五」を「第十二条の二十五の二」に改め、同条第三項中「期末手当」の下に「及び勤勉手当」を加える。

第二十四条第一項中「福岡県会計年度任用職員の勤務時間、休暇等の基準に関する規則(令和元年福岡県人事委員会規則第四号)」を「会計年度任用職員勤務時間規則」に改める。

第二十五条第二項中「による期末手当基礎額」の下に「又は第十八条の九の規定による勤勉手当基礎額」を、「当該期末手当基礎額」の下に「又は当該勤勉手当基礎額」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表(第18条の4関係)

勤 務 期 間	割 合
6 箇月	100分の100
5 箇月15日以上	100分の95
5 箇月以上	100分の90
4 箇月15日以上	100分の80
4 箇月以上	100分の70
3 箇月15日以上	100分の60
3 箇月以上	100分の50
2 箇月15日以上	100分の40
2 箇月以上	100分の30
1 箇月15日以上	100分の20

1箇月以上	1箇月15日未満	100分の15
15日以上	1箇月未満	100分の10
15日未満		100分の5
0		0

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十号

福岡県病院事業財務規則の一部を改正する規則

福岡県病院事業財務規則（昭和三十九年福岡県規則第七十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条を次のように改める。

第二十六条 削除

第二十八条を次のように改める。

第二十八条 削除

第八十四条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十一号

福岡県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則

福岡県中小企業高度化資金貸付規則（昭和四十八年福岡県規則第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表二の一の項から四の項までの規定中「〇・四〇パーセント」を「〇・六〇パーセント」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十二号

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

福岡県介護福祉士等修学資金貸与条例施行規則（平成五年福岡県規則第五十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二の一三の項中「売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（昭和四十四年法律第五十二号）」に、「専任の婦人相談員並びに母子及び寡婦福祉法」を「女性相談支援員及び母子及び父子並びに寡婦福祉法」に、「専任の母子自立支援員」を「母子・父子自立支援員」に、「施設」を「事務所」に改め、同表一四の項及び一五の項を次のように改める。

一四	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性相談支援センターにおいて、「女性支援事業の実施について」（令和六年三月十八日社援発〇三一八第六〇号厚生労働省社会・援護局長通知）の別添二「女性相談支援センター設置要綱」に規定する相談を担当する職員及び心理学的な援助その他の必要な援助を担当する職員、同法に規定する女性相談支援員並びに当該施設の長が行う業務
一五	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律に規定する女性自立支援施設において、「女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準」（令和五年厚生労働省令第三十六号）に規定する入所者の自立支援を行う職員及び当該施設の長が行う業務

附則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。
令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十三号

福岡県身体障害者福祉法施行細則の一部を改正する規則

福岡県身体障害者福祉法施行細則（平成十二年福岡県規則第二百二十五号）の一部を次のように改正する。

第七条から第九条までを削る。

第六条中「様式第五号」を「様式第六号」に改め、同条を第七条とし、同条の次に次の二条を加える。

第八条及び第九条 削除

第五条中「様式第四号」を「様式第五号」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（身体障害者手帳交付申請書）

第五条 法第十五条第一項の規定による申請は、様式第四号の身体障害者手帳交付申請書によるものとする。

第十二条中「第二条第一項第一号」を「第二条第二項第一号」に改める。

様式第六号から様式第十号までを削り、様式第五号中「(第6号様式)」を「(第7号様式)」に改め、同様式を様式第六号とし、同様式の次に次の四様式を加える。

様式第七号から様式第十号まで 削除

様式第四号中「(第5号様式)」を「(第6号様式)」に改め、同様式を様式第五号とし、様式第三号の次に次の一様式を加える。

様式第4号（第5条関係）

身体障害者手帳交付申請書

年 月 日

申請者

フリガナ											
氏名											
生年月日	年	月	日								
居住地	〒										
個人番号											
本人(15歳未満の児童)との続柄	電話番号										

15歳未満の児童

フリガナ											
氏名											
生年月日	年	月	日								
居住地	〒 <input type="checkbox"/> 申請者に同じ										
個人番号											

福岡県知事 殿

私は、身体障害者福祉法第15条第1項の規定により身体障害者手帳の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

備考

- 1 身体障害のある15才未満の児童については、保護者が申請することになっている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。
- 2 関係書類として添付する写真の規格等は、次のとおりであること。
 - (1) 縦4cm×横3cm、脱帽（申請者の申出により、知事が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭が分かる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く。）、正面、上半身を撮影したもの
 - (2) 申請前1年以内に撮影したもの（ただし、特別の事情があるときであって、その写真によって本人を認識する上で支障がないときは、この限りではない。）

様式第十六号を次のように改める。

様式第16号 (第13条関係)

身体障害者手帳再交付申請書

年 月 日

申請者

フリガナ												
氏名												
生年月日	年			月			日					
居住地	〒											
個人番号												
本人(15歳未満の児童)との続柄								電話番号				

15歳未満の児童

フリガナ											
氏名											
生年月日	年			月			日				
居住地	〒 <input type="checkbox"/> 申請者に同じ										
個人番号											

福岡県知事 殿

私は、次の理由により身体障害者手帳の再交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

理由	1. 紛失	3. 障害程度の変更	5. 再認定 (年 月)
	2. 破損・汚損	4. 障害の追加	6. その他 ()

既手帳記載内容

手帳番号			交付年月日		
等級	種	級	再交付年月日		
障害名					

備考 身体障害のある15才未満の児童については、保護者が申請することになっている。この場合には、児童の氏名、生年月日及び個人番号を記入することとし、保護者の個人番号は記入する必要がないこと。

附則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙は、当分の間、なお所要の修正をして使用することができる。

福岡県財務規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十四号

福岡県財務規則の一部を改正する規則

福岡県財務規則(昭和三十九年福岡県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第九十七条第四項中「現金で」を「現金により、又は為替により」に改める。

第百九条第三項を次のように改める。

3 隔地払をするときは、当該支払を取り扱う指定金融機関又は指定代理金融機関の店舗のうち、債権者のもよりの店舗を支払場所とする。

第百七十条第十一号を次のように改める。

十一 削除

第二百八十三条中「第二百四十三条の二の二第一項後段」を「第二百四十三条の二の八第一項後段」に改める。

別表二県税事務所の項中「二人の副所長を置く県税事務所にあつては会計事務を担当する副所長、」を削り、「総務課長」を、「次長」に改める。

様式第八十一号その一を次のように改める。

様式第81号その1 (第97条)

送金依頼書控		年 月 日		支 払 場 所	
銀行 店あて		No.		銀行 店	
支 払 金 の 内 容	債権者	住所	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>
		氏名	<input type="text"/>		
		あて			会計
課(財務担当所)名		金 額 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円			
.....		銀行出納印			

送金依頼書		依 頼 日	年 月 日		科 目	
銀行 店殿		No.	先方銀行		銀行 店	
支 払 金 の 内 容	受取人	住所	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	
		氏名	<input type="text"/>			年度
		様			会計	
課(財務担当所)名		金 額 十 億 千 百 十 万 千 百 十 円				
依頼人		銀行出納印		報告作成	記帳
					※ 番号	

様式第八十一号その二を次のように改める。

様式第81号その2(第97条)

送金通知書		年 月 日				支 払 場 所																
(銀行 店取扱)		No.				銀行 店																
支 払 金 の 内 容	債 権 者	住所	□	□	□	—	□	□	□	□	<div style="border: 1px solid black; height: 40px; width: 100%; position: relative;"> / </div>											
		氏名	様									年度										
右記金額をこの通知書と引き替えに上記銀行でお受け取り ください。																						
(注意事項裏面)	課(財務担当所)名		職印		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">金</td> <td style="width: 10%;">額</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">億</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">万</td> <td style="width: 10%;">千</td> <td style="width: 10%;">百</td> <td style="width: 10%;">十</td> <td style="width: 10%;">円</td> </tr> </table>						金	額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	金	額	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円										
領 収 書		領収印		年 月 日				<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: inline-block;"></div>														
		住所		氏名																		

送金通知書

(裏)

注意事項

- 1 債権者は、表面領収書欄に年月日、住所及び氏名を記入し、印(法人にあつては代表者印)を押して、表面記載の支払銀行へ差し出してください。
債権者が官公職にある場合は官庁名、公共団体名及び職名を、法人の場合は法人名及び代表者名の肩書を氏名に併記してください。
- 2 この送金通知書は、発行日から1年を経過しますと換金ができませんのでご注意ください。
- 3 債権者が代理人に受け取らせるときは、下の委任状欄に記入し、押印してください。代理人は1の手続をする際に、表面領収書欄の氏名に何某代理人と肩書を併記してください。
- 4 この通知書を亡失したときは、直ちに、支払銀行へ届け出てください。

委 任 状	年 月 日
表面金額の受取方を	に
委任します。	
住 所	印
氏 名	

- 備考
- 1 No. 欄は、送金依頼年月日ごとの一連番号を記入すること。ただし、送金支払件数が僅少の場合は、年度を通じた一連番号を付することができる。
 - 2 支払場所欄は、債権者の住所に最も近い指定金融機関及び指定代理金融機関の本・支店とすること。
 - 3 支払金の内容欄は、〇〇代金、〇〇工事代金等と具体的に記入すること。ただし、記入事項が多数あるときは、別紙に複写で記載し、送金依頼書控と送金通知書にそれぞれ添付すること。
 - 4 金額欄は、訂正してはならないこと。なお、控除金がある場合は、控除後の金額を記入することとし、支払金の内容欄に当該控除金の内容についても記入すること。
 - 5 送金依頼書一日分をまとめて交付するときは、送金依頼書控及び送金依頼書の初葉の※印の個所に送金合計額をそれぞれ記入すること。

様式第八十六号を次のように改める。

様式第86号(第109条)

(表)

送金通知書兼領収書

(福岡銀行県内支店取扱)

支払場所	通知年月日	年	月	日	通知番号
銀行名					
支店名					

年度

受取人氏名	債権者番号

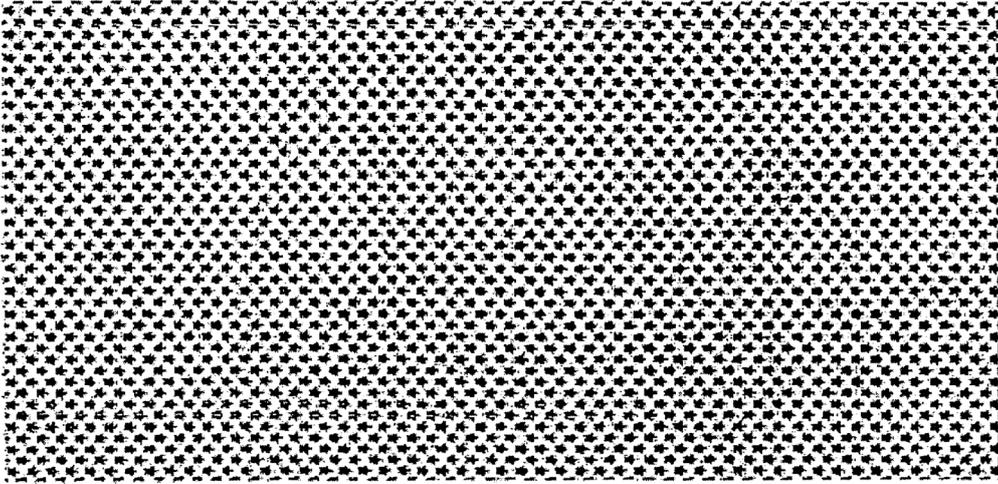
合計	取扱所属	所得税等控除額		差引支払額
		支	払	
合計				

簡易書留

収入印紙 割印	領収年月日	領収印
	住所氏名	

上記の金額をこの通知書と引き換えに上記銀行でお受け取りください。
福岡県会計管理者

--



(裏)

送金の通知について

次面の送金通知書兼領収書のとおり送金しましたので、下記の注意事項に留意されて、受領してください。

注意事項

- 1 債権者は、次面領収欄に年月日、住所、氏名を記入し、印(法人にあっては代表者印)を押し、次面記載の支払銀行へ差し出してください。
債権者が官公職にある場合は、官庁名、公共団体名及び職名を、法人にあっては、法人名及び代表者の肩書を氏名に併記してください。
- 2 印紙税法の規定により印紙税を納めなければならぬ場合は、規定の収入印紙をはり付け消印してください。
- 3 債権者が代理人に受け取らせるときは、下の委任状欄に記入し押印してください。代理人は次面領収欄に何某代理人と肩書をして1・2の手続をしてください。
- 4 この通知書を亡失したときは、直ちに、支払銀行へ届け出てください。

委 任 状	年 月 日
次面金額の受取を.....に委任します。	
住 所	
氏 名	(印)

附則

(施行期日)

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、所要の修正をして使用することができる。

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十五号

福岡県行政組織規則の一部を改正する規則

第一条 福岡県行政組織規則(昭和三十四年福岡県規則第六十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三十条の四」を「第三十条の五」に、「女性相談所」を「女性相談支援センター」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に、「大阪事務所」を「関西・中京事務所」に改める。

第七条第二項第二号の表情報政策課の項中「情報基盤係 情報管理指導係 庁内デジタル化推進係」を「庁内デジタル化推進係 情報基盤・セキュリティ係 庁内システム運用係」に改め、同表交通政策課の項中「交通総務係 交通企画係 鉄道係」を「総務企画係 旅客自動車係」に改め、同表国際部の地域課の項中「地域課」を「国際交流課」に改め、同条第二項第三号の表男女共同参画推進課の項中「女性保護係」を「女性支援・保護係」に改め、同項の次に次のように加える。

女性活躍推進課	人材育成係 社会環境整備係
---------	---------------

第七条第二項第三号の表生活安全課の項中「地域防犯推進係」を「地域安全推進係」に改め、同表私学振興・青少年育成局の部政策課の項中「政策課」を「青少年政策課」に改め、同表スポーツ局の部スポーツ振興課の項中「地域スポーツ係 障がい者

スポーツ係」を「スポーツ団体支援係 地域スポーツ推進係 アスリート支援係」に改め、同条第二項第四号の表保健医療介護総務課の項の次に次のように加える。

ワンヘルス総合推進課	ワンヘルス推進係 研究等拠点整備係
------------	-------------------

第七条第二項第五号の表障がい福祉課の項中「企画管理係 自立支援・給付係」を「企画管理・給付係 自立支援係」に改め、同表保護・援護課の項中「調整係」を削り、同表労働局の部労働政策課の項中「就業支援係」を「雇用環境係」に改め、同部新雇用開発課の項中「新雇用開発課」を「就業支援課」に、「企画開発係 障がい者雇用係 雇用均等・両立係」を「障がい者支援係 若者支援係 女性・高齢者支援係」に改め、同条第二項第七号の表自動車・水素産業振興課の項中「企画係」を「自動車振興係」に改め、同表企業立地課の項中「立地計画係」を「立地計画係 立地支援係」に改め、同条第二項第九号の表企画課の項中「企画課」を「県土整備企画課」に改める。

第七条の二第一項の表男女共同参画推進課の項中「男女共同参画推進課」を「スポーツ企画課」に、「女性活躍推進室」を「国際スポーツ大会推進室」に改め、同表保健医療介護総務課の項を削り、同表企画課の項中「企画課」を「県土整備企画課」に改め、同条第二項の表ワンヘルス総合推進室の項を削る。

第八条第十七項中「企画課」を「県土整備企画課」に改める。

第十一条第一項第十一号中「並びに」を「及び」に改め、「及び通達案」を削る。

第二十条の八第一号から第三号までを次のように改める。

- 一 庁内デジタル化推進係
- イ 庁内のデジタル化推進に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。
- ロ 職員の情報技術研修その他情報技術能力の開発に関することのうち、他課に属しないこと。
- ハ 庶務に関すること(企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関するものを除く。)を含む。)
- ニ 財務会計に関すること(企画・地域振興部情報政策課デジタル戦略推進室に

係るものを含む。)

二 情報基盤・セキュリティ係

イ 共用パソコンの運用管理に関する事務。

ロ 共用ネットワークの運用管理に関する事務。

ハ 情報セキュリティに係る事務の総括に関する事務。

ニ 電子県庁に関する事務のうち、情報システムのアウトソーシングに関する事務。

三 庁内システム運用係

イ 情報システムの開発の指導に関する事務。

ロ 電子県庁に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

第二十條の十一を次のように改める。

(交通政策課の所掌事務)

第二十條の十一 第七條第二項に規定する企画・地域振興部交通政策課の所掌事務は

、次のとおりとする。

一 交通政策基本法(平成二十五年法律第九十二号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

二 総合交通対策の企画、調査及び調整に関する事務。

三 Maasの推進に関する事務。

四 地方バスの運行確保対策に関する事務。

五 バス及びタクシーに関する事務のうち、他課に属しないこと。

六 鉄道の整備促進に関する事務。

七 その他公共交通機関に関する事務のうち、他課に属しないこと。

八 庶務に関する事務。

九 財務会計に関する事務。

2 交通政策課総務企画係の所掌事務は、前項第一号、第二号及び第七号から第九号までに掲げる事務とする。

3 交通政策課旅客自動車係の所掌事務は、第一項第四号及び第五号に掲げる事務とする。

第二十條の二十一及び第二十條の二十二(見出しを含む。)中「地域課」を「国際

交流課」に改める。

第二十六條第一号ニ及びホを次のように改める。

ニ 庶務に関する事務。

ホ 財務会計に関する事務。

第二十六條第一号中へを削り、トをへとし、チをトとし、同条第二号中「女性保護係」を「女性支援・保護係」に改め、ロを削り、ハをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律(令和四年法律第五十二号)の施行に関する事務。

第二十六條第二号ニ中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号に次のように加える。

ホ 女性相談支援センターに関する事務。

第二十七條を次のように改める。

(女性活躍推進課の所掌事務)

第二十七條 第七條第二項に規定する人づくり・県民生活部女性活躍推進課の各係との所掌事務は、次のとおりとする。

一 人材育成係

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成二十七年法律第六十号)の施行に関する事務のうち、他係に属しないこと。

ロ 庶務に関する事務。

ハ 財務会計に関する事務。

二 社会環境整備係

イ 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の施行に関する事務のうち、職業生活と家庭生活の両立を図るために必要な環境の整備に関する事務。

第二十八條第二号中「地域防犯推進係」を「地域安全推進係」に改める。

第二十九條の見出し及び同条第一項中「政策課」を「青少年政策課」に改め、同項第六号中「子ども及び若者」を「青少年」に、「総合企画、調査」を「企画」に改め、同条第二項及び第三項中「政策課」を「青少年政策課」に改める。

第三十條を次のように改める。

(私学振興・青少年育成局私学振興課の所掌事務)

第三十条 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部私学振興・青少年育成局私

学振興課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事。
- 二 教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事。
- 三 私立学校法(昭和二十四年法律第二百七十号)の施行に関する事。
- 四 産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)、理科教育振興法(昭和二十八年法律第八十六号)及び高等学校の定時制教育及び通信教育振興法(昭和二十八年法律第二百三十八号)の施行に関する事務のうち、私立学校の補助金に関する事。
- 五 学校給食法(昭和二十九年法律第六十号)の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事。
- 六 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五百十号)の規定に基づく私立学校施設災害復旧事業に関する事。
- 七 私立学校振興助成法(昭和五十年法律第六十一号)の施行に関する事。
- 八 高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)の施行に関する事務のうち、私立学校に関する事。
- 九 スポーツ基本法(平成二十三年法律第七十八号)の施行に関する事務のうち、私立学校の補助金に関する事。
- 十 いじめ防止対策推進法の施行に関する事務のうち、私立学校に係るもので他課に属しない事。
- 十一 私立学校教育功労者の表彰、叙勲及び褒賞その他表彰に関する事。
- 十二 私立学校教育の助成に関する事。
- 十三 高校生等奨学給付金に関する事務のうち、私立学校に関する事。
- 十四 私立学校の生徒等に対する就学支援に関する事。
- 十五 私立学校の運営の指導及び助言に関する事。
- 十六 庶務に関する事。

十七 財務会計に関する事。

- 2 私学振興・青少年育成局私学振興課小中等学校係の所掌事務は、前項第一号から第三号までに掲げる事務のうち他係に属しない事、同項第四号及び第五号に掲げる事務、同項第六号、第七号及び第九号に掲げる事務のうち他係に属しない事、同項第十一号に掲げる事務、同項第十二号に掲げる事務のうち他係に属しない事と並びに同項第十六号及び第十七号に掲げる事務とする。
 - 3 私学振興・青少年育成局私学振興課幼稚園・専修各種学校係の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち幼稚園、専修学校及び各種学校に関する事、同項第二号に掲げる事務のうち幼稚園に関する事並びに同項第三号、第六号、第七号(経常費補助金に関する事を除く)、第九号及び第十二号に掲げる事務のうち幼稚園、専修学校及び各種学校に関する事とする。
 - 4 私学振興・青少年育成局私学振興課修学支援係の所掌事務は、第一項第八号、第十三号及び第十四号に掲げる事務とする。
 - 5 私学振興・青少年育成局私学振興課運営支援係の所掌事務は、第一項第七号に掲げる事務のうち経常費補助金に関する事及び第十五号に掲げる事務とする。
- 第三十条の三を次のように改める。
- (スポーツ局スポーツ企画課の所掌事務)
- 第三十条の三** 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。
- 一 企画管理係
 - イ スポーツの推進に関する総合企画及び調整に関する事。
 - ロ 福岡県スポーツ推進審議会に関する事。
 - ハ 福岡県スポーツ推進基金に関する事。
 - ニ 庶務に関する事(人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課国際スポーツ大会推進室及び人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課に係るもの(公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等)を除く。を含む。)
 - ホ 人づくり・県民生活部スポーツ局の予算の総括に関する事。
 - へ 財務会計に関する事(人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課国

際スポーツ大会推進室に係るものを含む。）。

二 スポーツ交流係

イ スポーツ交流に関すること。

ロ スポーツ大会の開催に関すること（人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課国際スポーツ大会推進室に係るものを除く。）。

ハ スポーツ合宿等の誘致及び開催に関すること。

ニ スポーツツーリズムに関すること。

ホ オリジナル・パラリンピック競技大会に関すること。

第三十条の四を次のように改める。

（スポーツ企画課国際スポーツ大会推進室の所掌事務）

第三十条の四 第七条の二第一項に規定する人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ企画課国際スポーツ大会推進室の所掌事務は、次のとおりとする。

一 国際スポーツ大会の誘致及び開催に関すること。

二 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

第二章第一節第二款第三目中第三十条の四の次に次の一条を加える。

（スポーツ局スポーツ振興課の所掌事務）

第三十条の五 第七条第二項に規定する人づくり・県民生活部スポーツ局スポーツ振興課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 スポーツ団体支援係

イ スポーツ団体にに関すること。

ロ 庶務に関するものうち、公印の管守、職員の服務、文書の收受、発送、編集及び保存並びに公文書の開示等に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

二 地域スポーツ推進係

イ 地域のスポーツ振興に関すること。

ロ 県民スポーツ大会に関すること。

三 アスリート支援係

イ アスリートの支援に関すること。

第三十一条第一号ハを次のように改める。

ハ 庶務に関すること。

第三十一条第二号ハを次のように改める。

ハ 財務会計に関すること。

第三十一条の二の見出し中「保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室」を「ワンヘルス総合推進課」に改め、同条中「第七条の二第一項」を「第七条第二項」に、「保健医療介護総務課ワンヘルス総合推進室」を「ワンヘルス総合推進課」に改め、同条第一号ハを次のように改める。

ハ 庶務に関すること。

第三十一条の二第一号に次のように加える。

ニ 財務会計に関すること。

第三十一条の二の四を次のように改める。

（がん感染症疾病対策課の所掌事務）

第三十一条の二の四 第七条第二項に規定する保健医療介護部がん感染症疾病対策課の所掌事務は、次のとおりとする。

一 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の施行に関する事務のうち、児童の保健、身体に障がいのある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育指導、小児慢性特定疾病医療費の支給、小児慢性特定疾病児童等自立支援事業並びに小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関すること。

二 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の施行に関すること。

三 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の施行に関すること。

四 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百号）の施行に関すること。

五 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第十四号）の施行に関すること。

六 がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の施行に関すること。

七 ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）の施行に関すること。

八 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）の施行に関すること。

九 新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十 がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第百十一号）の施行に関すること。

十一 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施行に関すること。

十二 アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）の施行に関すること。

十三 特定疾患に関すること。

十四 疾病対策に関する事務のうち、他課に属しないこと。

十五 庶務に関すること。

十六 財務会計に関すること。

2 がん感染症疾病対策課難病等助成係の所掌事務は、前項第一号（小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関することに限る。）、第三号、第八号（医療費支給に関することに限る。）、第十一号（医療費支給及び指定難病要支援者証明事業に関することに限る。）、第十三号、第十五号及び第十六号に掲げる事務とする。

3 がん感染症疾病対策課がん対策係の所掌事務は、第一項第六号及び第十号に掲げる事務とする。

4 がん感染症疾病対策課疾病対策係の所掌事務は、第一項第一号に掲げる事務のうち他係に属しないこと、同項第四号及び第七号に掲げる事務、同項第八号及び第十一号に掲げる事務のうち他係に属しないこと並びに第十二号及び第十四号に掲げる事務とする。

5 がん感染症疾病対策課感染症企画係の所掌事務は、第一項第二号に掲げる事務並びに同項第五号及び第九号に掲げる事務のうち企画、調査及び調整に関することとする。

6 がん感染症疾病対策課感染症対策係の所掌事務は、第一項第五号及び第九号（新型コロナウイルス感染症緊急包括支交代付金（医療分）に関することを除く。）に掲げる事務のうち他係に属しないこととする。

第三十一条の七の二中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 介護人材の確保に関すること。

第三十一条の七の三第三号に次のように加える。

二 高齢者虐待の防止に関する事務のうち、身体拘束廃止の推進に関すること。

第三十一条の七の三第四号ハ中「身体拘束廃止の推進」を「養介護施設従事者等による虐待」に改める。

第三十一条の七の五第一号中トをチとし、ヘをトとし、ホをヘとし、二の次に次のように加える。

ホ こどもまんなか社会の推進に関すること。

第三十一条の七の八第一号中「企画管理係」を「企画管理・給付係」に改め、ホをリとし、イからニまでをホからチまでとし、同号にイからニまでとして次のように加える。

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、障害児入所給付費、障害児入所医療費及び措置費（障害児入所施設に係るものに限る。）に関すること。

ロ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律の施行に関する事務のうち、障害児福祉手当及び特別障害者手当に関すること（国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第九十七条第一項の規定により支給する福祉手当に関することを含む。）。

ハ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）の施行に関する事務のうち、介護給付費、訓練等給付費、自立支援医療費、療養介護医療費及び補装具費に関すること。

ニ 福岡県心身障がい者扶養共済制度条例（昭和四十五年福岡県条例第二十一号）の施行に関すること。

第三十一条の七の八第一号に次のように加える。

ヌ 重度障がい者の医療費の助成に関すること。

第三十一条の七の八第二号中「自立支援・給付係」を「自立支援係」に改め、ホを削り、ヘをホとし、同号ト中「（平成十七年法律第百二十三号）」を削り、同号トを同号ヘとし、同号中チをトとし、リ及びヌを削る。

第三十一条の七の十第一号を削り、同条第二号中ニをヘとし、イからハまでをハか

らホまでとし、同号にイ及びロとして次のように加える。

イ 行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治三十二年法律第九十三号）の施行に関する
こと。

ロ 生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）の施行に関する事務のうち、
他係に属しないこと。

第三十一条の七の十第一号に次のように加える。

ト 庶務に関すること。

チ 財務会計に関すること。

第三十一条の七の十中第二号を第一号とし、第三号から第五号までを一号ずつ繰り
上げる。

第三十一条の七の十一第二号中イからホまでを削り、ニをイとし、ホをロとし、ハ
及びトを削り、同号に次のように加える。

ハ 公正な採用選考に関すること。

第三十一条の七の十一第三号イ及びロを次のように改める。

イ 労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）の施行に関すること。

ロ 労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）の規定に基づく労働協約の地
域的の一般的拘束力及び福岡県労働委員会委員の任命に関すること。

第三十一条の七の十一第三号中リをヲとし、チをルとし、トをヌとし、へを削り、
ホをリとし、ニをチとし、ハをトとし、ロの次に次のように加える。

ハ 地方公営企業等の労働関係に関する法律の規定に基づく調停又は仲裁の請求
に関すること。

ニ 港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）の施行に関すること。

ホ 労働教育に関すること。

へ 福岡県労働委員会との連絡に関すること。

第三十一条の七の十一第四号を次のように改める。

四 雇用環境係

イ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に

関する法律（昭和四十一年法律第三百三十二号）の施行に関する事務のうち、他
課に属さないこと。

ロ 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和
四十七年法律百十三号）の施行に関すること。

ハ 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管
理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）の施行に関する事
務。

ニ 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（
平成三年法律第七十六号）の施行に関すること。

ホ 介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）の
施行に関すること。

へ 短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成五
年法律第七十六号）の施行に関すること。

ト 中小企業の労務管理の改善及び指導に関すること。

第三十一条の七の十二（見出しを含む。）中「新雇用開発課」を「就業支援課」に
改め、同条各号を次のように改める。

一 障がい者支援係

イ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）の施
行に関すること。

ロ 庶務に関すること。

ハ 財務会計に関すること。

二 若者支援係

イ 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に
関する法律の施行に関する事務のうち、就業支援に関すること。

ロ 青少年の雇用の促進等に関する法律（昭和四十五年法律第九十八号）の施行
に関すること。

三 女性・高齢者支援係

イ 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）の
施行に関すること。

ロ 労働者協同組合法（令和二年法律第七十八号）の施行に関すること。
ハ 女性の就業支援に関すること。

第三十一条の九の二第一号中ハを削り、ニをハとし、ホをニとする。

第三十一条の十の二第一項中第四号を削り、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、同項第七号中「第一号から第三号まで、第五号及び第六号」を「前各号」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第八号を第七号とし、第九号を第八号とし、同条第二項中「前項第一号から第三号まで、第五号及び第六号」を「前項第一号から第五号まで」に、「前項第八号及び第九号」を「前項第七号及び第八号」に改め、同条第三項中「第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号」を「第一項第一号から第五号まで」に改め、「並びに同項第四号に掲げる事務」を削る。

第三十二条第一項第十六号中「大阪事務所」を「関西・中京事務所」に改める。

第三十三条の二第一項第二号中「次世代自動車産業」を「先進モビリティ産業」に改め、同項第三号中「水素産業」を「水素拠点化の推進並びに水素産業」に改め、同条第二項中「企画係」を「自動車振興係」に改める。

第三十五条を次のように改める。

(企業立地課の所掌事務)

第三十五条 第七条第二項に規定する商工部企業立地課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 農村地域への産業の導入の促進等に関する法律(昭和四十六年法律第百二十二号)の施行に関する事務のうち、他課に属しないこと。
 - 二 企業誘致に資する産業用地等の整備促進に関すること。
 - 三 立地企業の支援に関すること。
 - 四 企業誘致の総合企画、連絡、調整及び推進に関すること。
 - 五 海外企業の誘致に関すること。
 - 六 国際金融機能の誘致に関すること。
 - 七 庶務に関すること。
 - 八 財務会計に関すること。
- 2 企業立地課立地計画係の所掌事務は、前項第一号、第二号、第七号及び第八号に掲げる事務とする。
 - 3 企業立地課立地支援係の所掌事務は、第一項第三号に掲げる事務とする。
 - 4 企業立地課企業誘致係の所掌事務は、第一項第四号及び第五号に掲げる事務とする。

る。

第四十三条の九中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

第五十条、第五十条の二(見出しを含む。)及び第五十条の二の二(見出しを含む。)中「企画課」を「県土整備企画課」に改める。

第五十三条の二を次のように改める。

(河川整備課の所掌事務)

第五十三条の二 第七条第二項に規定する県土整備部河川整備課の所掌事務は、次のとおりとする。

- 一 河川法の規定に基づく河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること。
- 二 特定都市河川浸水被害対策法(平成十五年法律第七十七号)の施行に関すること。
- 三 河川の治水に関すること。
- 四 河川事業の企画調査に関すること。
- 五 流域治水の調整等に関すること。
- 六 庶務に関すること。
- 七 財務会計に関すること。
- 2 河川整備課計画係の所掌事務は、前項第一号、第四号、第六号及び第七号に掲げる事務とする。
- 3 河川整備課整備第一係の所掌事務は、第一項第三号に掲げる事務のうち、他係に属しないこととする。
- 4 河川整備課整備第二係の所掌事務は、第一項第三号(市町村が管理する河川の治水及び災害発生等による緊急の河川改修に関することに限る。)に掲げる事務とする。
- 第五十七条第一号中「特定の民間再開発事業、」を削る。
- 第五十八条第五号ト中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。
- 第六十条第一号中へをトとし、ホをへとし、ニをホとし、ハの次に次のように加える。

二 マンションの管理の適正化の推進に関する法律（平成十二年法律第四百十九号）の施行に関する事務のうち、マンション管理計画の認定等に関すること。
 第六十条第二号ホ中「（平成十二年法律第四百十九号）」を削り、「施行に関する」の下に「事務のうち、他係に属しない」を加える。
 第六十五条第一項第一号の表福岡県個人情報保護審議会の項中「第三十条の四十第二項」の下に「（同法第三十条の四十四の十二において準用する場合を含む。）」を加え、同表福岡県公立大学法人評価委員会の項中「政 策 課」を「青少年政策課」に改め、同表福岡県国民健康保険審査会の項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第九条第二項及び第四項の規定による求めに対する」に改め、同表福岡県後期高齢者医療審査会の項中「被保険者証の交付の請求又は返還に関する」を「同法第五十四条第三項及び第五項の規定による求めに対する」に改め、同表福岡県子ども・子育て会議の項を次のように改める。

福岡県子ども審議会	<p>次の各号に掲げる事務</p> <p>一 子ども基本法第十条第一項に規定する都道府県子ども計画に関する事項及び子ども施策に関する重要事項について調査審議し、並びに同法第十三条第三項に規定する協議会として、子ども施策に係る事務の実施に係る協議及び連絡調整を行うこと。</p> <p>二 地方青少年問題協議会法第一条に規定する都道府県青少年問題協議会として、同法第二条の規定による青少年の指導、育成、保護及び矯正に関する総合的施策に関する重要事項について調査審議し、当該施策の実施に係る連絡調整を行い、並びにこれらに関し知事及び関係行政機関に対し意見を述べること。</p> <p>三 母子及び父子並びに寡婦福祉法第十二条第一項に規定する自立促進計画に関する事項について調査審議すること。</p> <p>四 次世代育成支援対策推進法第九条第一項に規定する都道府県行動計画に関する事項について調査審議し、及び同法第二十一条第一項に規定する次世代育成支援対策地域協議会として、次世代育成支援対策の推進に関し必要となるべき措置について協議すること。</p> <p>五 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第二十五条に規定する審議会その他の合議制の機関として、同法第十七条第三項、第二十一条第二項及び第二十二条第二項の規定によりその権限に属させられた事項を調査審議すること。</p>
	福祉労働部 子ども未来課

六 子ども・若者育成支援推進法（平成二十一年法律第七十一号）第九条第一項に規定する都道府県子ども・若者計画に関する事項について調査審議すること。
 七 子ども・子育て支援法第七十二条第四項に規定する審議会その他の合議制の機関として、同項各号に掲げる事務を処理すること。
 八 子どもへの貧困対策の推進に関する法律第九条第一項に規定する子どもへの貧困対策についての計画に関する事項について調査審議すること。

第六十五条第一項第二号の表福岡県生涯学習審議会の項及び福岡県いじめによる重大事態再調査委員会の項中「政 策 課」を「青少年政策課」に改め、同表福岡県青少年問題協議会の項を削る。

第七十二条の表福岡県博多県税事務所の項中「事業税第二係」を「事業税第二係 事業税第三係」に改め、「収税第三係」を削り、同表福岡県東福岡県税事務所の項中

「収税第二課
 収税第一係 を削り、「収税第三課」を「収税第二課」に改め、同表福岡県西
 収税第二係」

福岡県税事務所の項中 課税第二課 を 課税第二課 に、
 事業税第一係 不動産取得税第一係
 事業税第二係 不動産取得税第二係

「収税第二課
 収税第一係 を 「収税第三係」 に改め、同表福岡県筑紫県税事務所の項中「
 収税第二係 収税第二課」

「総務係
 事業税係」に、 「収税第一係
 収税第二係」を「収税係」に改め、同表福岡

県北九州東県税事務所の項及び福岡県北九州西県税事務所の項中「収税第三係」を削

り、同表福岡県田川県税事務所の項中「総務課」を削り、同表福岡県飯塚・直方県

「総務課」

「収税課」

税事務所の項中「収税第一係」を「収税係」に改め、同表福岡県大牟田県税事務所

「収税第二係」

の項、福岡県筑後県税事務所の項及び福岡県行橋県税事務所の項中「総務課」を削

「収税課」

る。

第七十三条第一項中「県税事務所に所長を、」を削り、「副所長」を「所長及び副所長」に、「県税事務所の」を「各所の」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、「の各課」を削り、「認める」の下に「県税事務所又は県税事務所の」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 福岡県田川県税事務所、福岡県大牟田県税事務所、福岡県筑後県税事務所及び福岡県行橋県税事務所に所長及び次長を置く。

第七十四条第一項第一号ハ(1)中「犯則取締り」を「犯則取締りに関すること」に、「除く。」に関すること」を「除く。」に改め、同項第二号ロを次のように改める。

ロ 事業税第二係

(1) イ(2)に規定する事務

(2) 県税に関する事務のうち、法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものに限る。）の賦課及び犯則取締りに関する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

第七十四条第一項第二号に次のように加える。

ハ 事業税第三係

(1) 県税に関する事務のうち、個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること

（事業税第一係及び事業税第二係において所掌するものを除く。）。

(2) 県税に関する事務のうち、法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものに限る。）の賦課及び犯則取締りに関すること（事業税第二係におい

て所掌するものを除く。）。

第七十四条第一項第四号イ(1)を次のように改める。

(1) 県税に関する事務のうち、滞納整理の企画に関すること。

第七十四条第一項第四号イ(3)中「特殊滞納整理」を「県税事務所特殊滞納整理」に改め、同号ロ(2)中「事務（特殊滞納整理）」を「こと（県税事務所特殊滞納整理）」に、「収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）であつて所長の指定する区域に係るものに関すること」を「収税第一係及び収税第二課自動車税係において所掌するものを除く。）」に改め、同号ロ(2)を同号ロ(3)とし、同号ロ(1)中「特殊滞納整理」を「県税事務所特殊滞納整理」に改め、同号ロ(1)を同号ロ(2)とし、同号ロに(1)として次のように加える。

(1) 県税に関する事務のうち、県税事務所特殊滞納整理に関すること（収税第一係において所掌するものを除く。）。

第七十四条第一項第四号ハを削り、同項第五号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同条第二項第一号ロ(1)中「県民税配当割」を「県民税利子割、県民税配当割」に改め、同号ロ(2)中「の賦課」を「（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課」に改め、「（分割支店法人に係るものを除く。）」を削り、同項第三号イ(1)を次のように改める。

(1) 前項第四号イ(1)に規定する事務

第七十四条第二項第三号イ(2)中「事務であつて所長の指定するものに関する」を削り、同号イ(3)中「（証紙徴収の方法又は電子情報処理組織を使用する方法により徴収する自動車税に係るものを除く。）」を削り、「特殊滞納整理」を「県税事務所特殊滞納整理」に、「収税第三課」を「収税第二課」に改め、同号イ(4)を次のように改める。

(4) 前項第四号イ(4)及び(5)に規定する事務

第七十四条第二項第三号イ(5)を削り、同号ロを次のように改める。

ロ 収税第二係

(1) 前項第四号ロ(2)に規定する事務

(2) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関すること（県税事務所特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係、収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）

第七十四条第二項第四号を削り、同項第五号中「収税第三課」を「収税第二課」に改め、同号イ中(3)を削り、(4)を(3)とし、同号ロ(2)中「に規定すること（自動車税第一係において所掌するものを除く。）」を「（自動車税第一係において所掌するものを除く。）に規定すること」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 前項第五号ロに規定する事務

第七十四条第二項第五号を同項第四号とし、同条第三項第一号から第三号までを次のように改める。

一 課税第一課

イ 総務係

(1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 不動産取得税第一係

(1) 第一項第一号ロに規定する事務

ハ 不動産取得税第二係

(1) 第一項第一号ハに規定する事務

二 課税第二課

イ 事業税第一係

(1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 事業税第二係

(1) 県税に関する事務のうち、個人事業税の賦課及び犯則取締りに関すること（事業税第一係において所掌するものを除く。）。

(2) 県税に関する事務のうち、法人県民税及び法人事業税（分割支店法人に係るものを除く。）の賦課及び犯則取締りに関すること（事業税第一係において所掌するものを除く。）。

(3) 県税に関する事務のうち、個人県民税の賦課及び犯則取締りに関すること。

三 収税第一課

イ 収税第一係

(1) 第一項第四号イ(1)、(4)及び(5)並びに前項第三号イ(2)及び(3)に規定する事務

ロ 収税第二係

(1) 第一項第四号ロ(2)及び前項第三号イ(3)に規定する事務

ハ 収税第三係

(1) 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関すること（県税事務所特殊滞納整理に関するもの及び滞納処分後のもの並びに収税第一係、収税第二係、収税第二課自動車税第一係及び同課自動車税第二係において所掌するものを除く。）。

第七十四条第三項第四号を削り、同項第五号中「収税第三課」を「収税第二課」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 前項第四号イ(1)及び(2)に規定する事務

第七十四条第三項第五号イ中(2)及び(3)を削り、(4)を(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 前項第四号ロ(1)に規定する事務

第七十四条第三項第五号ロ(2)中「滞納処分に関すること」を「滞納処分」に、「除く。」を「除く。」に関すること」に改め、同号ハ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第五号ロに規定する事務

第七十四条第三項第五号を同項第四号とし、同条第四項第一号イ中「総務事業税係」を「総務係」に改め、同号イ(2)を削り、同号中ロをハとし、イの次に次のように加える。

ロ 事業税係

(1) 第二項第一号ロに規定する事務

第七十四条第四項第二号イ中「収税第一係」を「収税係」に改め、同号イ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第四号イ(1)、(4)及び(5)並びに第二項第三号イ(2)に規定する事務

第七十四条第四項第二号イ(2)を削り、同号イ(3)中「事務（特殊滞納整理）」を「こと（県税事務所特殊滞納整理）」に改め、「滞納処分後のもの並びに」及び「であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。」を削り、同号イ(3)を同号イ(2)とし、同号イ(4)及び(5)を削り、同号ロを削り、同項第三号イ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第五号イに規定する事務

第七十四条第四項第三号イ(2)及び(3)を削り、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第五号ロに規定する事務

第七十四条第五項第三号イ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第四号イ(1)及び(3)から(5)まで並びに第二項第三号イ(2)に規定する事務

第七十四条第五項第三号イ(2)から(5)までを削り、同項第三号ロ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第四号ロ(2)及び(3)に規定する事務

第七十四条第五項第三号ロ(2)を削り、同号ハを削り、同項第四号イ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第五号イ(1)に規定する事務

第七十四条第五項第四号イ中(2)を削り、(3)を(2)とし、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第五号ロに規定する事務

第七十四条第六項第三号イ(1)を次のように改める。

(1) 前項第三号イに規定する事務

第七十四条第六項第三号イ(2)から(5)までを削り、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 前項第三号ロに規定する事務

第七十四条第六項第三号ロ(2)を削り、同号ハを削り、同項第四号イ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第五号イに規定する事務

第七十四条第六項第四号イ(2)及び(3)を削り、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第五号ロに規定する事務

第七十四条第七項を次のように改める。

7 福岡県田川県税事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第一項第一号イ、同項第四号イ(1)、(4)及び(5)並びに第二項第三号イ(2)に規定する事務

二 県税に関する事務のうち、申告書及び申請書の受付に関すること(個人事業税、法人県民税、法人事業税、不動産取得税、自動車税、狩猟税、産業廃棄物税及

び宿泊税に関するものに限る。)

三 県税に関する事務のうち、収納及び督促状兼引受書の発付に関すること。

四 県税に関する事務のうち、徴収及び滞納処分(県税事務所特殊滞納整理に関するものを除く。)に関すること。

第七十四条第八項第三号を次のように改める。

三 収税第一課

イ 収税係

(1) 第四項第二号イに規定する事務

第七十四条第八項第四号イ(1)を次のように改める。

(1) 第五項第四号イに規定する事務

第七十四条第八項第四号イ(2)及び(3)を削り、同号ロ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第五号ロに規定する事務

第七十四条第九項第二号ロ(1)を次のように改める。

(1) 第一項第一号ロ(2)に規定する事務

第七十四条第九項第二号ハ(1)中「犯則取締り」を「犯則取締りに関すること」に、「除く。」に関する「除く。」に改め、同項第三号及び第四号を次のように改める。

三 収税第一課

イ 収税第一係

(1) 第二項第三号イに規定する事務

ロ 収税第二係

(1) 第二項第三号ロに規定する事務

四 収税第二課

イ 自動車税第一係

(1) 第二項第四号イに規定する事務

ロ 自動車税第二係

(1) 第二項第四号ロに規定する事務

ハ 収納係

(1) 第一項第五号ロに規定する事務

第七十四条第十項を次のように改める。

10 福岡県大牟田県税事務所、福岡県筑後県税事務所及び福岡県行橋県税事務所の所掌事務は、次のとおりとする。

一 第七項に規定する事務

第七十四条第十一項を削り、同条第十二項の表を次のように改める。

福岡県博多県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県東福岡県税事務所、福岡県西福岡県税事務所、福岡県筑紫県税事務所、福岡県北九州東県税事務所、福岡県北九州西県税事務所、福岡県田川県税事務所、福岡県飯塚・直方県税事務所、福岡県久留米県税事務所、福岡県大牟田県税事務所、福岡県筑後県税事務所及び福岡県行橋県税事務所の管轄区域	第七十四条第一項第二号に規定する事務であつて分割支店法人に係るもの並びに同項第三号に規定する事務であつて県たばこ税、産業廃棄物税及び宿泊税に係るものに関する事
福岡県東福岡県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県東福岡県税事務所、福岡県西福岡県税事務所及び福岡県筑紫県税事務所の管轄区域 (政令市の区域を除く。)	第七十四条第一項第三号イ(3)及びロ(3)に規定する事務並びに同項第四号及び第五号ロに規定する事務であつてゴルフ場利用税及び軽油引取税に係るものに関する事
福岡県西福岡県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県博多県税事務所、福岡県東福岡県税事務所、福岡県筑紫県税事務所、福岡県北九州東県税事務所、福岡県北九州西県税事務所、福岡県田川県税事務所、福岡県飯塚・直方県税事務所、福岡県久留米県税事務所、福岡県大牟田県税事務所、福岡県筑後県税事務所及び福岡県行橋県税事務所の管轄区域	第七十四条第三項第二号ロ(3)、第三号及び第四号ハに規定する事務であつて個人県民税(県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に限る。)に係るものに関する事
福岡県北九州東県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県行橋県税事務所の管轄区域 (政令市の区域を除く。)	第七十四条第五項第一号ロ、第二号及び第四号イ(1)に規定する事務
福岡県北九州西県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県北九州西県税事務所及び福岡県行橋県税事務所の管轄区域 (政令市の区域を除く。)	個人県民税(県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に係るものを除く。)に関する事務のうち、徴収及び滞納処分に関する事

福岡県北九州西県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県北九州東県税事務所及び福岡県行橋県税事務所の管轄区域	第七十四条第六項第二号ハに規定する事務並びに同項第三号及び第四号ロに規定する事務であつてゴルフ場利用税及び軽油引取税に係るものに関する事
福岡県飯塚・直方県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県田川県税事務所の管轄区域	第七十四条第八項第一号ロ及び第二号に規定する事務、同項第四号イに規定する事務(自動車税の賦課及び犯則取締りに関することに限る。)、同項第三号及び第四号ロに規定する事務であつてゴルフ場利用税及び軽油引取税に係るもの並びに個人県民税(県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に係るものを除く。)に関する事務のうち徴収及び滞納処分に関する事
福岡県久留米県税事務所	第七十二条第一項に規定する、福岡県大牟田県税事務所及び福岡県筑後県税事務所の管轄区域	第七十四条第九項第一号ロ及び第二号に規定する事務、同項第四号イ及びロに規定する事務(自動車税の賦課及び犯則取締りに関することに限る。)、同項第三号及び第四号ハに規定する事務であつてゴルフ場利用税及び軽油引取税に係るもの並びに個人県民税(県民税利子割、県民税配当割及び県民税株式等譲渡所得割に係るものを除く。)に関する事務のうち徴収及び滞納処分に関する事

第七十四条第十二項を同条第十一項とする。

「第二款 女性相談所」を「第二款 女性相談支援センター」に改める。

第八十六条の五中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条の表中「福岡県女性相談所」を「福岡県女性相談支援センター」に、「相談課」を「相談支援課」に改める。

第八十六条の六中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に、「同所」を「同センター」に改める。

第八十六条の七中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に改め、同条第一号中「相談課」を「相談支援課」に改め、同号イ中「要保護女子」を「困難な問題を抱える女性」に改め、「相談」の下に「及び援助(保護課に係るものを除く。)」を加え、同号ロ中「除く。」を「除く。」に改め、同条第二号イを次のように改める。

イ 困難な問題を抱える女性の一時保護、医学的及び心理学的判定並びにこれらに付随する必要な援助に関する事

「第三款 婦人保護施設」を「第三款 女性自立支援施設」に改める。

第八十六条の八第一項中「売春防止法第三十六条」を「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第十二条第一項」に、「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同条第二項及び第三項中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改める。

第八十七条第一項の表福岡県田川保健福祉事務所の項中

「保護第二課

保護第一係 を「保護第二課」に改め、同表福岡県南筑後保健福祉環境事務所の

保護第二係

項中「、ル」を削る。

第八十八条第六項中「ほか、」の下に「福岡県田川保健福祉事務所及び」を加える。

第八十九条第一項第四号中ハを削り、ニをハとし、ホからリまでをニからチまでと

し、同号又中「実地指導」を「運営指導」に改め、同号ヌを同号リとし、同号中ルをヌとし、ヲをルとし、ワをヲとし、同号に次のように加える。

ワ 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関すること。

第八十九条第二項第八号ハ中「実地指導」を「運営指導」に改め、同条第六項第六号イを次のように改める。

イ 第二項第五号イに規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関するすること。

第八十九条第六項第六号ロを削る。

第九十九条の表福岡県福岡児童相談所の項中

「里親・施設係」を 「里親係 施設係」 に改め、同表中

福岡県久留米児童相談所
里親・施設課
庶務係
里親・施設係
相談第一課
初動対応係
相談支援係
相談第二課
初動対応係
相談支援係
保護課

福岡県田川児童相談所
里親・施設課
庶務係
里親係
施設係
相談第一課
初動対応係
相談支援係
相談第二課
初動対応係
相談支援係
保護課

を

福岡県久留米児童相談所

里親・施設課
庶務係
里親係
施設係
相談第一課
初動対応係
相談支援係
相談第二課
初動対応係
相談支援係
保護課

に改める。

福岡県田川児童相談所

里親・施設課
庶務係
里親・施設係
相談第一課
初動対応係
相談支援第一係
相談支援第二係
相談第二課
初動対応係
相談支援係
保護課

第百条中「及び福岡県田川児童相談所」を「、福岡県田川児童相談所及び福岡県宗像児童相談所」に改める。

第百一条第一項第一号ロ中「里親・施設係」を「里親係」に改め、同号ロ(1)中「里親」を「里親等委託児童及び里親等支援」に改め、同号ロ(3)を削り、同号ロ(4)中「児童虐待の防止等に関する法律」を「児童福祉法」に、「親子のきずな再生事業に関する」を「親子再統合支援事業に係るもので他係に属しない」に改め、同号ロ(4)を同号ロ(3)とし、同号に次のように加える。

ハ 施設係

- (1) 施設等入所児童に関すること。
- (2) 児童福祉法の施行に関する事務のうち、親子再統合支援事業に係るもので施設等入所児童に関すること。

第百一条第一項第二号イ(1)中「に関する事務」を「の施行に関する事務」に改め、同条第二項中「福岡県田川児童相談所及び福岡県宗像児童相談所」を削り、同項第一号イ(2)を削り、同号ロを次のように改める。

- ロ 里親係
 - (1) 前項第一号ロに規定する事務
- 第百一条第二項第一号に次のように加える。

ハ 施設係

- (1) 前項第一号ハに規定する事務
- 第百一条第四項第一号イ中「第一項第一号イ」を「第一項第一号」に改め、同号ロを削り、同項を同条第六項とし、同条第三項第一号イ中「第一項第一号イ」を「第一項第一号」に改め、同号ロを削り、同項を同条第四項とし、同項の次に次の一項を加える。

5 福岡県宗像児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 里親・施設課

イ 庶務係

- (1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 里親・施設係

- (1) 第一項第一号ロ及びハに規定する事務

二 相談第一課

イ 初動対応係

- (1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 相談支援係

- (1) 第一項第二号ロに規定する事務

- (2) 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

三 相談第二課

- イ 初動対応係
 - (1) 前号イに規定する事務
- ロ 相談支援係
 - (1) 前号ロに規定する事務

四 保護課

- イ 第一項第五号に規定する事務

第百一条第二項の次に次の一項を加える。

3 福岡県田川児童相談所の各課及び各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 里親・施設課

イ 庶務係

- (1) 第一項第一号イに規定する事務

ロ 里親・施設係

- (1) 第一項第一号ロ及びハに規定する事務

二 相談第一課

イ 初動対応係

- (1) 第一項第二号イに規定する事務

ロ 相談支援第一係

- (1) 第一項第二号ロに規定する事務

- (2) 第一項第四号に規定する事務であつて所長の指定する区域に係るものに関すること。

ハ 相談支援第二係

- (1) ロに規定する事務

三 相談第二課

イ 初動対応係

- (1) 前号イに規定する事務

ロ 相談支援係

- (1) 前号ロに規定する事務

四 保護課

- イ 第一項第五号に規定する事務

第百十一条の表福岡県立小倉高等技術専門校の項中「左官科」を「エクステリア左官科」に改める。

第百十三条第六項第二号イ中「左官科」を「エクステリア左官科」に改める。

「第三款 大阪事務所」を「第三款 関西・中京事務所」に改める。

第百四十四条から第百四十六条までの規定中「大阪事務所」を「関西・中京事務所」に改める。

第百六十四条第四項第一号ホ(イ)中「、農村総合整備事業」を削る。

第百六十七条第一項第四号イ中「稲及び麦類の育種及び品種」を「普通作物の育種、品種及び栽培」に改め、同号ロを削り、同号ハ中「配布」の下に「並びに原種の増殖及び配布」を加え、同号ハを同号ロとし、同号中ニをハとし、ホからチまでをニからトまでとし、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を第三号とする。

第二百三十一条第一項の表福岡県久留米県土整備事務所の項中

「用地係」を「用地係 災害用地係」に改め、

「災害事業センター

災害事業第一課

「スマートＩＣ対策室

浸水対策第一係

災害事業室

を 浸水対策第二係 に、「新合川一丁目七番二七号」

災害事業第一係

災害事業第二課

災害事業第二係

災害河川係

災害砂防係

を「合川町一六四二番地の一」に改め、同表福岡県朝倉県土整備事務所の項中「災害

用地係」

「河川第一係 及び 「砂防第一係

「河川第二係」

砂防第二係」を削る。

第二百三十二条第四項中「ほか、」の下に「福岡県久留米県土整備事務所及び」を加え、「福岡県久留米県土整備事務所のスマートＩＣ対策室、災害事業室」を削る。

第二百三十三条第一項第七号カ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法

律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第三項中「、スマートＩＣ対策室、災害事業室」を削り、同項第七号を次のように改める。

七 災害事業センター

イ 災害事業第一課

(1) 筑後川水系流域の浸水対策に関する事業のうち他課に属しないこと。

ロ 災害事業第二課

(1) 令和五年七月豪雨災害関係事業に関すること（道路に関するものを除く。）

）。

第二百三十三条第三項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号を第九号とし、同条第六項第五号イ(1)中「平成二十九年七月豪雨」を「令和五年七月豪雨」に改め、同号ロ中「事業」の下に「及び令和五年七月豪雨災害関係事業」を加える。

第二百六十条の二の二第二項中「女性相談所」を「女性相談支援センター」に、「大阪事務所」を「関西・中京事務所」に改める。

第二条 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第三十一条の二の四を次のように改める。

(がん感染症疾病対策課の所掌事務)

第三十一条の二の四 第七条第二項に規定する保健医療介護部がん感染症疾病対策課の各係ごとの所掌事務は、次のとおりとする。

一 難病等助成係

イ 児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）の施行に関する事務のうち、

小児慢性特定疾病医療費の支給及び小児慢性特定疾病要支援者証明事業に関する

こと。

ロ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成六年法律第十七号）の施

行に関すること。

ハ 肝炎対策基本法（平成二十一年法律第九十七号）の施行に関する事務のうち

、医療費支給に関すること。

ニ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成二十六年法律第五十号）の施

行に関する事務のうち、医療費支給及び指定難病要支援者証明事業に関するこ

ホ 特定疾患に関すること。

ヘ 庶務に関すること。

ト 財務会計に関すること。

二 がん対策係

イ がん対策基本法（平成十八年法律第九十八号）の施行に関すること。

ロ がん登録等の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百一十一号）の施行に関すること。

三 疾病対策係

イ 児童福祉法の施行に関する事務のうち、児童の保健並びに身体に障がいのある児童及び疾病により長期にわたり療養を必要とする児童の療育指導並びに同法第十九条の二十二の規定に基づく小児慢性特定疾病児童等自立支援事業に関すること。

ロ 臓器の移植に関する法律（平成九年法律第四百四号）の施行に関すること。

ハ ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（平成二十年法律第八十二号）の施行に関すること。

ニ 肝炎対策基本法の施行に関すること（医療費支給に関することを除く。）。

ホ 難病の患者に対する医療等に関する法律の施行に関すること（医療費支給及び指定難病要支援者証明事業に関することを除く。）。

ヘ アレルギー疾患対策基本法（平成二十六年法律第九十八号）の施行に関すること。

ト 疾病対策に係る事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

四 感染症企画係

イ 予防接種法（昭和二十三年法律第六十八号）の施行に関すること。

ロ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成十年法律第百十四号）の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整等に関すること。

ハ 新型コロナウイルス等対策特別措置法（平成二十四年法律第三十一号）の施行に関する事務のうち、企画、調査及び調整に関すること。

五 感染症対策係

イ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の施行に関する事

務のうち、他係に属しないこと。

ロ 新型コロナウイルス等対策特別措置法の施行に関する事務のうち、他課及び他係に属しないこと。

第三条 福岡県行政組織規則の一部を次のように改正する。

第六十五条第一項第一号の表福岡県個人情報保護審議会の項中「第三十条の四十四の十二」を「第三十条の四十四の十三」に改める。

附則

（施行期日）

1 この規則は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中福岡県行政組織規則第二百三十一条第一項の表福岡県久留米県土整備事務所の項の改正規定（「新合川一丁目七番二七号」を「合川町一六四二番地の一」に改める部分に限る。） 令和六年五月七日

二 第二条の規定 令和六年七月一日

三 第一条中福岡県行政組織規則第六十五条第一項第一号の表福岡県国民健康保健審査会の項及び福岡県後期高齢者医療審査会の項の改正規定 令和六年十二月二日

四 第一条中福岡県行政組織規則第六十五条第一項第一号の表福岡県個人情報保護審議会の項の改正規定 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律（令和元年法律第十六号）附則第一条第十号に規定する政令で定める日

五 第三条の規定 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和五年法律第四十八号）附則第一条本文に規定する政令で定める日

（福岡県建設技術情報センター条例施行規則の一部改正）

2 福岡県建設技術情報センター条例施行規則（平成七年福岡県規則第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条中「企画課長」を「県土整備企画課長」に改める。

（福岡県いじめによる重大事態再調査委員会規則の一部改正）

3 福岡県いじめによる重大事態再調査委員会規則（平成二十六年福岡県規則第四十三号）の一部を次のように改正する。

第九条中「政策課」を「青少年政策課」に改める。

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和六年三月二十九日

福岡県知事 服部 誠太郎

福岡県規則第二十六号

福岡県事務委任規則の一部を改正する規則

福岡県事務委任規則（昭和四十年福岡県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第十九条の五の見出しを「（女性相談支援センター所長委任事項）」に改め、同条中「福岡県女性相談所長」を「福岡県女性相談支援センター所長」に改め、第一号を削り、同条第二号イ中「第五項」を「第六項」に改め、同号ロ中「婦人保護施設」を「女性自立支援施設」に改め、同号を同条第一号とし、同条に次の一号を加える。

二 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和四年法律第五十二号。以下この号中「法」という。）の施行に関する事務

イ 法第九条第三項第一号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性に関する各般の問題について相談に応ずること又は法第十一条第一項に規定する女性相談支援員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

ロ 法第九条第三項第二号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

ハ 法第九条第三項第三号の規定に基づき、医学的又は心理学的な援助その他の必要な援助を行うこと。

ニ 法第九条第三項第四号の規定に基づき、就労の支援、住宅の確保、援護、児童の保育等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

ホ 法第九条第三項第五号の規定に基づき、困難な問題を抱える女性が居住して保護を受けることができる施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との

連絡調整その他の援助を行うこと。
へ 困難な問題を抱える女性の関係機関への移送又は保護の委託に関する事務を行うこと。

第二十条第三項第四号中「特定感染症医療機関」を「特定感染症指定医療機関」に、「第一種感染症医療機関」を「第一種感染症指定医療機関」に、「感染症指定医療機関」を「特定感染症指定医療機関、第一種感染症指定医療機関、第二種感染症指定医療機関又は第一種協定指定医療機関」に改め、同号イ及びロ中「第四十四条の三の二第六項」を「第四十四条の三の五第六項及び法第五十条の六第六項」に改め、同号ユ中「第十九条第二項」を「第十九条第三項」に改め、同号ミ中「第七項又は第九項」を「第九項又は第十一項」に改め、同条第五項第三号中ヤをマとし、キからクまでをノからヤマでとし、ウの次に次のように加える。

キ 法第六十九条の二第二項の規定に基づき、医療法人が開設する病院又は診療所ごとの経営情報等の報告を受けること。

第二十条第八項第四号中「（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六条の規定による改正前の介護保険法（以下この号中「平成十八年改正前の介護保険法」という。）第四十八条第一項第三号に規定する指定介護療養型医療施設に関する事務を含む。）」を削り、同号イ、ロ及びハ中「実地指導」を「運営指導」に改め、同号中へからチまでを削り、同号リ中「実地指導」を「運営指導」に改め、同号ヘとし、同号中ヌをトとし、ルをチとし、同号ヲ中「実地指導」を「一般検査」に改め、同号ヲを同号リとし、同条第九項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とし、同項第四号イ中「第五項」を「第六項」に改め、同号ロ中「指導」を「援助」に、「婦人相談員」を「女性相談支援員」に、「市」を「市町村」に改め、同号を同項第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律の施行に関する事務

イ 困難な問題を抱える女性の発見、相談、援助及びこれらに付随する事務を行うこと（女性相談支援員を配置している市町村の区域を除く。）。

第二十条第十六項第一号クからケまでを削り、同項第二号カを削り、同項第四号ヲを削る。

第二十三条第一項第一号イ中「第三十三条第七項」を「第三十三条第九項」に、「医療保護の入院」を「医療保護入院若しくはその入院期間の更新」に改め、同号ロ中「第三十三条の七第五項」を「第三十三条の六第五項」に、「措置」を「入院措置」に改め、同号ハ中「及び第二項」及び「又は医療保護入院者」を削り、同号ニ中「定期の報告等による」を「入院措置時及び定期の入院の必要性に関する」に改める。

第二十四条中「第一号ム、ウ及びキ」を「第一号ウ、キ及びク」に改め、同条第一号ヌからヲまでの規定中「が適当」を「又は社会的養護自立支援拠点事業の実施が適当」に改め、同号カ中「指定医療機関」を「指定発達支援医療機関」に改め、同号キ中「又は児童福祉施設」を「児童福祉施設」に、「の在所年齢」を「又は委託により指定発達支援医療機関に入院した児童の在所年齢」に改め、同号中、ホを、へとし、フから、ニまでをコから、ホまでとし、同号ケ中「満二十歳未満義務教育終了児童等」を「児童自立生活援助対象者」に改め、同号ケを同号フとし、同号中マをケとし、オからヤまでをクからマまでとし、ノの次に次のように加える。

オ 法第三十一条の二第一項及び第二項の規定に基づき、障害児入所施設に在所している者又は委託により指定発達支援医療機関に入院している者の在所年齢を延長させること。

第七十条第二項中「企画課」を「県土整備企画課」に改め、同条第十項第八号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（一）」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（一）」に改め、同号ト中「第二十条第二項」を「第四項並びに第二十条第二項」に、「計画」を「計画等」に改め、同号ヲ中「及び第七項」を「第五項及び第八項」に、「計画」を「計画等」に改め、同号ヨ中「第三条第八項」を「第三条第九項」に改め、同号タ中「第三条第九項」を「第三条第十項」に改め、同号レ中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第七十五条第一号を同条第二号とし、同条に第一号として次の一号を加える。

一 福岡県立スポーツ科学情報センターの使用料に関する事務

この号中福岡県立体育・スポーツ施設条例（昭和六十三年福岡県条例第二十一号）を「条例」という。

イ 条例第四条第二項ただし書の規定に基づき、使用料の還付を行うこと。

ロ 条例第五条の規定に基づき、使用料の減免を行うこと。

第七十六条の三を削り、第七十六条の四を第七十六条の三とする。

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。